

# 経済産業省

番 号

年月日

鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針（内規）の一部を改正する規程を次のように定める。

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針（内規）の改正について

鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針（内規）（20121115商局第4号）の一部を別紙のとおり改正する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和 年 月 日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際現に設置され、若しくは設置若しくは変更のための工事に着手している鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令第21条第4項第3号に規定する避雷設備又は同令第40条第2項第9号に規定する避雷装置のこの規程の適用については、なお従前の例によることができる。